

S5-30 中国における土壌・地下水汚染に関する法律の動向

○加藤明¹・西岡公威¹・白井昌洋¹・徐 晓晶²
¹イー・アンド・イー ソリューションズ株式会社
²苏州同和环保工程有限公司

現在施行されている主な法令等

<2016年以降に施行された主な法令>

土壌污染防治行動計画（土壌十条）（2016年）

中国全土の土壌環境の改善を図るための、今後の目標および戦略計画

汚染地塊土壌環境管理弁法（2017年）

重点管理企業等への土壌調査の促進

土壌污染防治法（草案）（2017年）

<全10条>

- 第1条：土壌汚染状況の把握
- 第2条：関連法の制定
- 第3条：農業用地の管理
- 第4条：建設用地の管理
- 第5条：非汚染地の管理
- 第6条：汚染源の管理
- 第7条：汚染の修復
- 第8条：研究の強化等
- 第9条：政府の役割等
- 第10条：各機関の役割等

<国の重点管理企業一覧>

- 金属選鉱採掘
- 金属製錬
- 石油採掘・加工
- 化学工業
- コークス製造
- メッキ工程
- 製革工程
- 大規模な食糧（食用油）
- 製造業が集中する地域

<中国の土壌・地下水基準>

環境基準

土壌質量基準値（1995年）

地下水質量基準値（2017年）

展覧会用地土壌環境評価標準（2007年）

全92項目、行動値および目標値を設定

上海万博（2010年）用の元暫定基準

建設用地土壌リスクコントロール値（第4版）（2017年）

全90項目、住宅用地および工業用地基準

<中国の技術規範>

汚染場地環境調査ガイドライン（2014年）

環境監測ガイドライン（2014年）

評価技術ガイドライン（2014年）

修復ガイドライン（2014年）

重点管理企業用地における調査ガイドライン

土壌污染防治法

<目的>

- 「防新增」：新たな汚染の発生を防止する
- 「明已有」：既存の汚染を明確にする
- 「治突出」：著しい汚染を修復する
- 「控長遠」：リスク管理を行う

<現時点における内容>

- 土壌汚染の予防
開発前の土壌調査の実施（新規工場）、土壌汚染を防止する具体的な措置、使用化学物質一覧および使用量低減対策の提出、排出化学物質情報の公表等
- 汚染の把握調査（既存工場）

No.	調査対象	具体的な対象範囲	調査時期
43条	有害物質取扱い業者 有害廃棄物の発生・処理業者 汚染事故等の発生企業等	各地方による	操業中 工場閉鎖時
20条	重点管理企業	各地方による	土地用途変更時 土地使用権譲渡時

地方条例

<北京市>

- 管理弁法で土地用途変更時に土壌調査を義務化
- 土壌環境リスク評価スクリーニング値および評価・修復等の技術ガイドライン等も展開済

<上海市>

- 管理弁法、土壌環境リスク評価スクリーニング値を展開済
- 重点管理企業を含め全ての土地用途の変更時における土壌調査を義務化（中国で最も厳しい条例）

<蘇州市>

- 予備調査実施予定
- 管理弁法を2018年頃に公開予定

<蘇州園区>

- 重点管理企業リストが作成され、既に土壌調査・対策に関し各企業へ指導および調査が開始

<地方の土壌污染防治条例施行状況>

- 施行済：福建省、湖北
- 作成中：広東省、江蘇省

解説および補足

<環境法の動向>

- 中央政府が環境を重要事項の一つと位置づけたため、土壌污染防治法のみならず、その他環境関連法の改定・運用も今後厳しくなると見込まれる。
- 土壌污染防治法は2018～2020年に施行予定。

<土壌污染防治法の特徴>

- 米国と同様、リスク評価に基づいた対策の実施
- 国が統括し、省が全責任を負い、市・県が実施。
- 各地方独自の条例、ガイドライン、基準、重点管理企業リスト等に従った調査・対策等が必要となる。

<今後の留意事項>

- 費用は汚染者負担が原則であるが、汚染者が不明である場合は現使用者および土地の使用権者に浄化費用を求められる可能性もある。
- 今後の法施行を見据え、土地の汚染状況を把握しておくことが重要となる。